



欧州最大の経済大国・ ドイツでのビジネス成功を支える！ 人材育成プログラム

プログラムのご案内

モジュール A：ソフトスキル研修

日時：3/4（水）14-16pm @富国生命ビル 16 階会議室
講師：KAN Management Office 隅田貴氏
（日独産業協会 駐日代表）

【概要】

ドイツに赴任すると文化の違い現地スタッフとの意思疎通がとりわけ重要になります。事前に知っておくのとそうでないのでは業務推進に大きな差が生まれます。準備 8 割と申します。転ばぬ先の杖として不可欠ではないでしょうか。

【プログラム】

- ドイツ人の合理性を知る
- ドイツ人とのコミュニケーション
- リーダーシップについて
- 知って損のないドイツ生活習慣
- ドイツ・フランクフルトの歴史



195,300 円 / 1,050 €

モジュール B：ドイツ法研修

日時：3/18（水）14-16pm @富国生命ビル 16 階会議室
講師：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
ドイツ弁護士 キョックサル・シャーヒン^{[1][2]}
弁護士 由布節子^[3]、弁護士 須網隆夫^[3]

【概要】ドイツおよび EU で事業を展開する日本企業にとって、現地法の理解と本社ガバナンスとの適切な調整は不可欠です。本モジュールでは、ドイツ法と EU 法の枠組みを踏まえ、日本本社の意思決定が現地法上どのような制約を受けるのかを整理します。

また、実務上生じやすいリスクや誤解を具体例とともに取り上げ、法的リスクの可視化と実践的な対応の方向性を提示します。

【プログラム】

- 外国人の入国・在留制度の実務ポイント
- ドイツ法と EU 法の関係とコンプライアンス意識
- 日本本社からの指示とドイツ法上の限界
- EU におけるサステナビリティ関連規制及びデジタル・サイバー分野の規制概要の最新動向と企業への影響

130,200 円 / 700 €

モジュール C：ドイツ法研修

日時：5 月下旬（日程調整中）オンライン
講師：Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater^[4] ドイツ弁護士 フランク・ベッカー^[1]
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 磯俊浩^[5]

【概要】

ドイツ子会社の運営においては、会社法上のガバナンス、取締役の責任、労働法対応、紛争実務、そして GDPR を含むデータ保護など、広範な法的論点を横断的に理解することが必要になります。本モジュールでは、ドイツ子会社の運営に関わる主要テーマを体系的に整理し、駐在員が押さえるべき実務上の重要ポイントを分かりやすく解説します。

【プログラム】

- ドイツ子会社（GmbH）のガバナンス実務
- 取締役（Geschäftsführer）の義務・責任とリスク管理
- ドイツ労働法の実務ポイント：雇用契約、労働時間、解雇、事業所委員会（Betriebsrat）対応
- 紛争・クレーム対応の実務：交渉、証拠保全、訴訟・仲裁、和解
- GDPR を含むデータ保護の実務運用
- 社内調査・通報対応

130,200 円 / 700 €

モジュール D：ドイツ税務研修

日時：5 月下旬（日程調整中）オンライン
講師：Hanaoka Tax Advisor Office GmbH
ドイツ税理士^[6] 花岡美幸氏、中尾弘太郎氏

【概要】

ドイツ赴任の成功は、正確な税務・会計知識から始まります。本モジュールでは、駐在員が押さえるべきドイツ特有の実務ポイントを、経験豊富な専門家が分かりやすく解説します。「知らなかった」では済まされないリスクを未然に防ぎ、安心して本業に集中できる体制づくりをサポートします。

【プログラム】

- 確定申告の留意点と税務調査
- 給与計算と社会保険
- 駐在員の所得税確定申告
- VAT の基礎
- 会計基礎
- E インボイスと GOBD
- 移転価格

195,300 円 / 1,050 €

全モジュールにお申込みいただく場合

558,000 円 / 3,000 €

- モジュール A・B、または全モジュールへのお申し込みの際には、支払い通貨が円であってもユーロであっても、支払先および請求書の発行元は渥美坂井法律事務所・外国法共同事業となります。
- モジュール C・D につきまして、ユーロでのお支払いをご希望される場合には、渥美坂井ヨーロッパ弁護士法人／花岡税理士事務所が支払先および請求書発行元となることも可能です。

お申込はこちら



[1] 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。[2] 一般的な制度概観等の情報提供であり、法的助言等の法律事務ではありません。[3] 第二東京弁護士会所属
[4] ドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人 [5] 第一東京弁護士会所属
[6] 日本における税理士資格はない。日本及びドイツ連邦共和国における弁護士資格はない。
(法律事務の取扱い・周旋はしていない)